

みんなでクリーンアップ宣言！

たかさき アダプトまち 美化活動事業



Adopt Program

育てよう「まち美化」の和
広げよう「仲間たち」の輪



たかさきアダプトまち美化活動事業は、市民と市が協働ですすめる新たなまち美化活動です。「自分たちの住むまちを、もっときれいにしたい」という気持ちで、市民の皆さんが道路や河川などの公共スペースをボランティアで美化活動を行い、市がそれを支援していくものです。

高崎市

まちを、自分の「子ども」のように大切にしたい。

たかさきアダプトまち美化活動事業のしくみ

アダプト(ADOPT)とは、「養子縁組」という意味です。市民の皆さんが「里親」となり、道路・公園・河川等公共的スペースの一定区間を「養子」にみたくて愛情と責任を持って美化(清掃)活動を行い、これを市が支援する制度です。つまり、自分たちの住むまちを自分の子どもとみたくて、環境美化を行いながら魅力あるまちづくりへつなげようとするものです。

清掃美化活動の対象＝養子
一定区間の公共的スペース
(道路・公園・河川など)

市民の皆さん＝里親
【市民の役割】
美化活動

- ①空き缶および紙くず、吸い殻等の散乱ゴミの収集
- ②除草、植栽等

高崎市
【高崎市の役割】

保険の加入(活動者本人のケガ)
アダプトサイン板の貸与等

アダプト

申し込み

登録・支援

まちの「キレイ」を、みんなで創りたい！

Q 対象となる場所は？

A 道路・河川・公園・広場
など公共的スペースの
一定区間が対象です。



Q 活動を始めるには？

A 活動する区間が決まりましたら、
団体設立届出書を提出して
いただき、協定書を締結し
ます。



Q どんな人たちが参加できるの？

A 美化活動に意欲的な5人以上の
団体に、年3回以上の活動を行
おうとする各種市民団体やサークル、
学校、企業などです。



Q 市のサポートは？

- A
1. ボランティア活動に対する保険の加入を行います。(活動者本人のケガ)
 2. 活動団体へのアダプトサイン板を貸与します。
 3. 美化活動で集まったゴミは、ゴミ集積所(ゴミステーション)を通じて、その処理を行います。

Q どんな活動をするのかな？

A 空き缶や吸い殻など散乱ゴミの
収集、除草、植栽等の美化活動
を継続して行います。



まち美化から、地域愛着へ、まちづくりへ アダプトまち美化活動の効果

美化効果

- 散乱ゴミの減少
- ポイ捨て防止の啓発効果

継続性

- 市民と行政の合意に
基づき継続する

まちづくり効果

- まちづくり意識の高揚
- 地域のイメージアップ

交流

- まち美化の仲間づくり
- 他団体や行政との交流

たかさきアダプトまち美化活動 事業の届出から活動まで

01

設立・参加の届出

団体設立(更新)届出書を提出してください。
名簿や活動場所の案内図も添付してください。

- 届出書:様式第1号
- 届出先:建設部管理課および各支所建設課

団体と市が協定を締結

02

美化活動団体として、団体と市が協定を締結し登録
団体となります。届出書に基づき、活動場所の内容
など協議し、団体と市が協定書を締結します。

- 協定書:様式第2号

03

美化活動事業の開始

美化活動は計画的に進めていくことが大切です。
そのため、年度ごとに活動スケジュールを決め、
年度の初めに事業計画書を市に提出してください。

- 計画書:様式第3号

実施状況を報告

04

年度ごとの美化活動事業が終了したときは、活動
の実施状況を、市に報告していただきます。活動の
終了後、又は、翌年度4月末日までに提出してください。

- 実績報告書:様式第4号

05

3年ごとに更新

まちの美化のためには、継続することが大切です。
活動を長く続けていただくため、3年ごとに
美化活動団体としての更新が必要です。

- 届出書:様式第1号

事故の場合は報告を

06

万一事故が発生した場合は、事故報告書を市に提出
してください。(活動中に活動者本人がケガをした場合)

- 事故報告書:様式第5号

たかさき アダプトまち 美化活動事業

活動に当たって、次の点に注意してください。

- 1.活動は、安全を第一とし、自己の責任において作業を行い、怪我等をしないよう安全には十分注意してください。
- 2.活動は通行人等の往来に支障をきたさないよう作業をしてください。また、交通法令等を遵守するとともに、交通事故に巻き込まれないよう・起きないよう十分に安全に配慮してください。
- 3.活動により発生した事故および第三者との紛議については、参加者の責任において対処していただきますので、十分留意してください。
- 4.活動により収集したゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミに分類し当該区域の属する収集日にゴミ集積所(ゴミステーション)へ出してください。

お問い合わせ

建設部管理課

〒370-8501 高崎市高松町35-1

TEL:027-321-1264

FAX:027-321-1197

E-mail:kanri@city.takasaki.gunma.jp

倉渕支所農林建設課

TEL:027-378-4529

箕郷支所建設課

TEL:027-371-9058

群馬支所建設課

TEL:027-373-2461

新町支所建設課

TEL:0274-42-1240

榛名支所建設課

TEL:027-374-6711

吉井支所建設課

TEL:027-387-3135